

「県土整備部所管土木工事関連業務委託に係る競争入札による簡易型総合評価落札方式における事後審査要領」の改正の概要

(令和3年7月1日以降適用)

「地質調査業務」「補償コンサルタント業務」における評価項目に技術者資格の追加及び記載内容の適正化等に伴い、以下のとおり改正します。

- ① 事後審査要領本文
- ② 様式1（事後審査）技術資料に係る自己評価申請書
- ③ 様式1（事後審査）（若手・女性）技術資料に係る自己評価申請書
- ④ 別紙業務1－1（事後審査）県土整備部所管土木工事関連業務委託に係る指名競争入札による簡易型総合評価落札方式（事後審査）の手続
- ⑤ 別紙業務1－2（事後審査）簡易型総合評価落札方式における事後審査の開札後フロー
- ⑥ 別紙業務1－3（業務委託一般競争簡易型（事後審査））建設工事関連業務委託に係る一般競争入札（条件付）による簡易型総合評価落札方式（事後審査）の試行手続き
- ⑦ 別紙業務1－4（業務委託一般競争簡易型（事後審査））簡易型総合評価落札方式における事後審査の開札後フロー
- ⑧ 別紙1（標準公告例：業務委託一般競争簡易型総合評価落札方式（事後審査）試行）
- ⑨ 別紙2（標準入札説明書例：業務委託一般競争簡易型総合評価落札方式（事後審査）試行）

以上